

庵治地区コミュニティ協議会会則

(名称および組織)

第1条 この会則は庵治地区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、本協議会の区域内に居住する個人および法人ならびに、別表（組織図）に掲げる各種団体等で組織する。

(目的)

第2条 協議会は、地区における共通の課題解決を図り、住みよい地域社会の構築を目指し、組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進を図りながら自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達せするため、地区内組織構成員参画の情報の共有ならびに協働の推進等を図りながら次の事業を行う。

- (1) 庵治地区の共通の課題解決にむけての協議、学習等に関すること。
- (2) 庵治地区内の各種団体等の活性化および各種団体相互の連絡協調に関すること。
- (3) 庵治コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (4) 行政との情報交換および連携に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
理事	若干名
監事	2名

- (1) 会長は、協議会を代表して、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会を構成し、協議会の運営に関し必要な事項を審議し遂行する。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第5条 役員は、各種団体等に属する者（以下「代表者」という。）の互選により選任し、会長、副会長、理事、監事は、それぞれの互選により選任し、総

会において承認を得る。

(任務)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、これを補欠する。ただし、その任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、全体会議および役員会とし、会長が招集し、議長は会長または会長が指名する者が当たる。

(総会、全体会議)

第8条 総会および全体会は、別表に定める代表者をもって構成する最高の議決機関で、総会は、毎年1回開催する。全体会は、会長が必要と認めた場合に開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および事業報告に関すること。
- (2) 予算の決定および決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関すること。

2 会議は、構成団体の過半数の出席により成立する。

3 議事は、構成団体代表出席者の過半数の同意で可決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、会則の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(役員会)

第9条 役員会は、会長が必要と認める都度開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会および全体会に付議する事項。
- (2) 事業の運営に関する事項。
- (3) その他会長が特に必要と認める事項。

2 役員会は、会長、副会長、理事、および監事をもって組織する。

(企画委員会)

第10条 協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 企画委員会は各部会から選出し、役員会に諮って会長が指名する。
- 3 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員会は委員長が招集する。
- 5 委員会は、次の事項について協議し、役員会に報告する。
 - (1) 地域コミュニティ事業の企画に関すること。
 - (2) その他事業の企画に関し、役員会が必要と認めた事項。

(まちづくり委員会)

第11条 協議会にまちづくり委員会を置く。

- 2 まちづくり委員会は各部会から選出し、役員会に諮って会長が指名する。
- 3 まちづくり委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 まちづくり委員会は委員長が招集する。
- 5 まちづくり委員会は、次の事項について協議し、役員会に報告する。
 - (1) 地域まちづくりに関すること。
 - (2) その他まちづくりに関し、役員会が必要と認めた事項。

(部会)

第12条 協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は、各種団体等から選任された者および協議会が公募した者をもって、構成する。
- 3 部会に部会長および副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会は部会長が招集する。
- 5 部会は、部会に属する地域課題について調査・審議し、各種の事業を実施する。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第15条 協議会の事務局を庵治コミュニティセンター内に置く。

- 2 事務局長は会長が委嘱し、協議会の事務を処理する。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

(その他必要な事項)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定めることができる。

附則

- 1 この会則は、平成19年9月9日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、本協議会設立時に就任した役員の任期は、平成

20年度総会の日までとし、以降は、2年後の総会の日までとする。

3 第15条の規定にかかわらず、平成19年度の会計年度は、平成19年9月9日から平成20年3月31日までとする。

附則

この会則は平成21年4月1日から施行する。

附則

この会則は平成22年5月25日から施行する。

附則

1 第11条の規定にかかわらず、令和3年度の委員は、前年度の地域審議会委員の中から継続する委員と協議会会長で構成する。

この会則は令和 3年 6 月 29日から施行する。

.